

についてのお知らせ

保険



●確定申告期限の延長期間に申告をした人へ



確定申告期限の延長期間(およびそれ以降)に申告をした人は、新年度の自己負担割合や保険料額の決定に間に合わない可能性があります。この場合、当初は申告前の情報などに基づく保険証や保険料額の決定通知をお送りし、後日、申告内容をふまえた再判定を行い、変更があった場合は保険証や決定通知書を送り直します。

この時、特別徴収(年金天引)であった人が、普通徴収(納付書納付や口座納付)に変わることがあります。

●医療費の窓口負担割合の見直しについて(2割負担の施行)

令和4年10月1日から、後期高齢者医療制度に加入している人で、一定以上の所得がある人の医療費の窓口負担割合が2割に変更されます。(3割に該当する場合を除く)

《一定以上の所得がある場合》

後期高齢者医療制度 に加入している人	所得などの条件 ※全て前年の所得および収入など
同じ世帯に1人のみ	加入者本人の課税所得が28万円以上で、かつ、年金収入とその他の合計所得金額の合計が200万円以上の人
同じ世帯に2人以上	課税所得が28万円以上の加入者がいて、かつ、加入者全員の年金収入とその他の合計所得金額の合計が320万円以上の人

●2割負担となる人への配慮措置について

- 令和4年10月1日から令和7年9月30日まで(3年間)は、2割負担の施行による負担増額が1カ月最大3,000円までに抑えられます。(外来医療のみで、入院の医療費は対象外)
- 配慮措置が適用される場合は、高額療養費として登録されている高額療養費の口座に払い戻します。
- 2割負担となる人で高額療養費の口座が登録されていない場合には、本年秋頃に岐阜県後期高齢者医療広域連合から支給事前申請書を郵送します。申請書が届きましたら、記載例などの内容沿って口座の登録をお願いします。

※厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いしたり、キャッシュカードや通帳をお預かりしたり、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

※不審な電話があった場合は、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)または消費生活センター(188)にお問い合わせください。



問 2割負担が施行される理由や背景について

厚生労働省コールセンター ☎0120-002-719

問 2割負担に関する制度などの説明について

岐阜県後期高齢者医療広域連合 ☎058-387-6368(代表)
健康福祉課 ☎32-1105